



## 中小企業向け IFRS の公開草案の公表

オランダの主任会計士 Simon Wray と PwC オランダの中規模企業実務担当 Hugo van den Ende が、国際会計基準審議会 (IASB) が公表した中小企業 (SME) 向け IFRS の公開草案 (ED) の適用範囲について解説します。

IASB は先月 (2 月)、中小企業向け国際財務報告基準 (SME のための IFRS) の公開草案を公表しました。この公開草案は IFRS と比較して簡素化されていますが (2400 頁超に比べて 254 頁)、なお相当な分量があるといえます。これに加え、「結論の根拠」が 48 頁、「適用指針」が 80 頁あります (開示チェックリストおよび財務諸表の実例を含む)。

SME のための基準の作成について IASB が最初に着手したのは、概念フレームワークの認識・測定原則です。以下に示すとおり、当公開草案は完全版 IFRS からの離脱は、量的には限定的といえます。

- 金融商品に関連する簡略化 (分類方法、認識の中止、ヘッジ会計)
- のれんの減損 (減損の兆候がある場合に限り回収可能額の計算を義務化、毎年の計算は強制ではない)
- 研究開発費 (すべての研究開発費を費用として認識するオプション)
- 従業員給付 (給付数理差損益の認識にいての代替処理)

当公開草案は、超インフレ経済環境での報告、中間財務報告および 1 株当たり利益など多くの SME / 非上場企業に関連しないトピックについては対象としていません。非上場企業は、完全版 IFRS に基づく会計方針の選択と同じ会計方針の選択の利用が許容されていますが、当公開草案は、それらの企業がより単純な選択肢を用いること (例: 有形固定資産に対する原価法の適用) を想定しています。

### 当基準案は財務諸表利用者および財務諸表作成者の要求に応えているか？

非上場企業の財務諸表利用者は上場企業のそれとは異なります。非上場企業の利害関係者は、投資家やアナリストではなく、銀行、親族などであることが多いと思われます。当公開草案はこれらの利害関係者の要求に応えているでしょうか？ 調和化されたまた単純化された基準は利用者グループ全体に利用価値があります。とりわけ、平易な英語表現の効果的利用のためには、より多くの人がそれらの基準を利用し易いという評価を受けなければなりません。SME のための IFRS の潜在的利用者の範囲は広く、利用者がさらなる単純化を求めるようになるのは避けられません。

財務諸表作成者側では、この単純化は十分なのでしょうか (例: 減損、買収、公正市場価値の使用、および年金会計)？ 年金会計では、年金数理計算および将来の動向に関する見積が求められます。SME のための IFRS が、一部の国において税務申告を複雑にする可能性があります。SME のための IFRS が、強制適用ではなく選択可能である場合、適用するかどうかの判断はコスト・ベネフィットの検討に影響されます。当基準を追加的に単純化することで、SME のための IFRS の採用率および受入れに有利な影響があると思われます。

当公開草案に関するコメント期限は 2007 年 10 月 1 日です。

## 欧州における現行の財務報告実務

SMEによる財務報告は国ごとに異なります。欧州だけでも多様な処理が行われています。以下はその例です：

- EU加盟諸国は、第4号および第7号欧州指令に基づき自国の報告基準を適用している。
- 一部の国は、自国の状況に合わせて当指令に調整を加えている。
- 一部の国は、税務申告に基づいて財務報告を行っている(例：ドイツ、ベルギー)。
- 一部の国は、IFRSに基づき自国の基準を作成している(例：オランダ、英国)。

非上場企業向けの基準では、クロスボーダーの活動を行う会社は、国により異なる制度を適用した年次連結財務諸表を作成する必要はないとしています。

SMEのためのIFRSの適用をどの企業に対して許容あるいは要求するかの判断は、自国の規制当局に委ねられています。SMEの報告の調和化は、各国の規定が異なるとするならば、ゴールを定めることには困難が予想されます。

お問合せ： あらた監査法人(広報)

### あらた監査法人

〒108-0014  
東京都港区芝浦4丁目2-8  
住友不動産三田ツインビル東館13階  
電話:03-6858-0179(直通)  
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 149ヶ国 771 の都市に 14 万人以上のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwCのメンバーファームとして、会計及び監査においてPwCの手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwCのグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2007 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.